



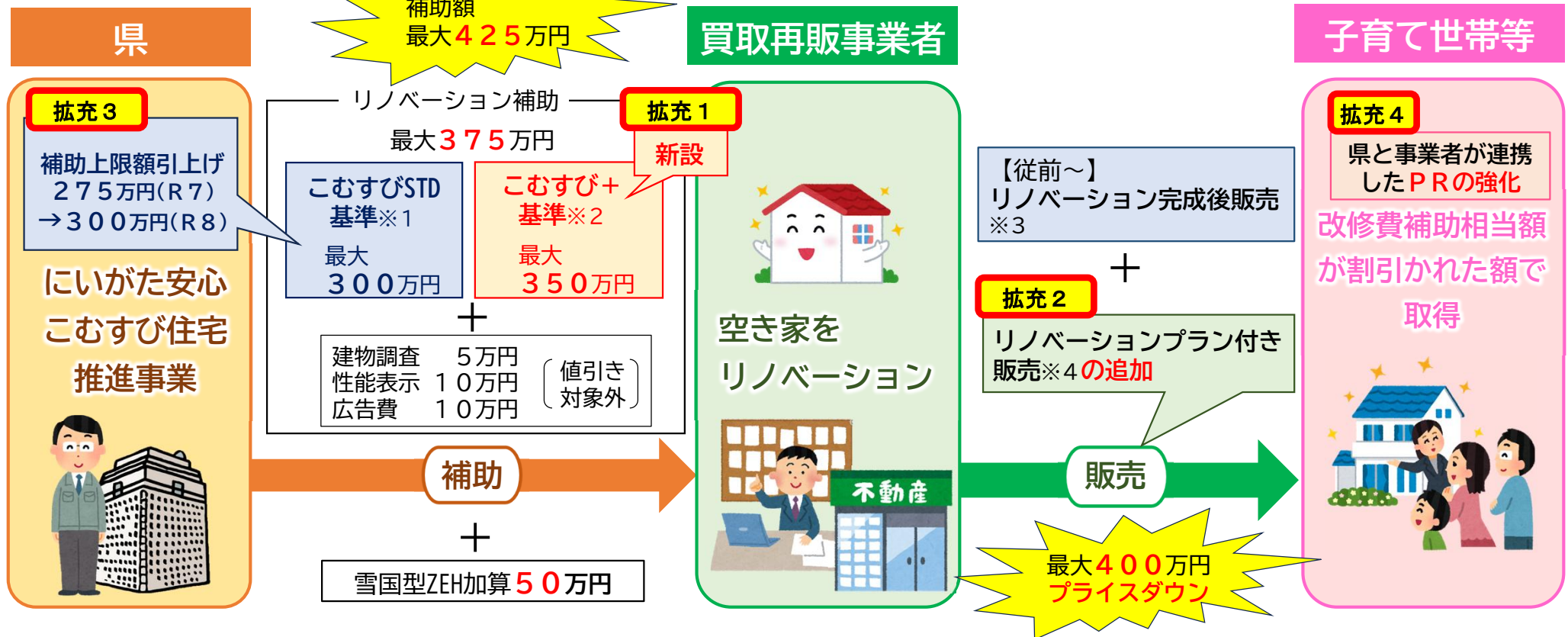
3 令和8年度の拡充内容



3 令和8年度の拡充内容

3-1 拡充の概要

令和8年度予算 177,374千円
(約50戸相当分)



「いいがた安心こむすび住宅基準」

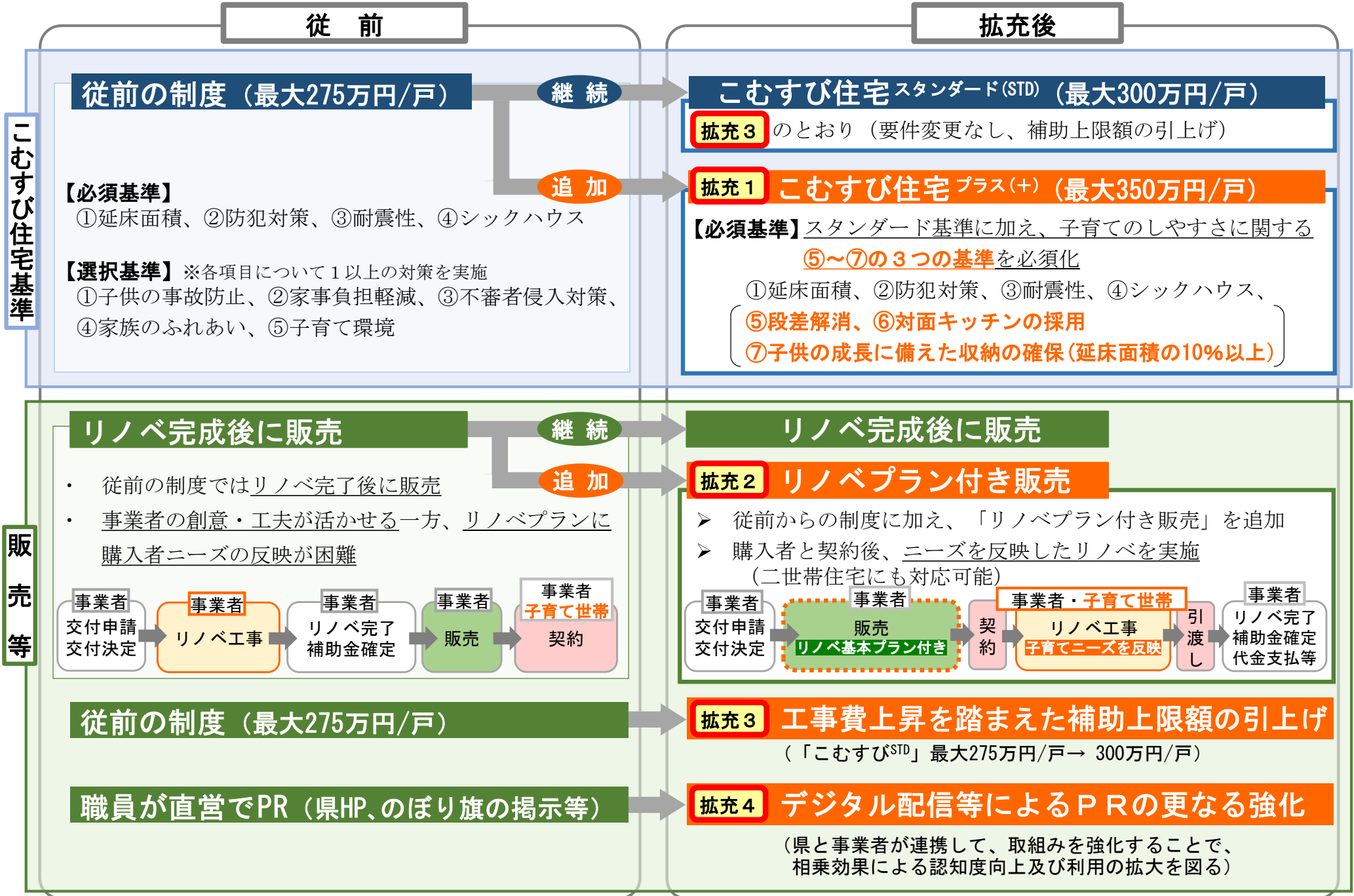
- | | | |
|-------------|---------------------|--|
| | ※1 こむすびSTD基準 | ※2 こむすび+基準 |
| 【必須】 | ①延床面積
③耐震性 | ②防犯対策
④シックハウス
⑤段差解消
⑥対面キッチンの採用
⑦収納確保 (延べ床面積の10%以上) |
| 【選択】 | ①子供の事故防止
②家事負担軽減 | ③不審者侵入対策
④家族のふれあい
⑤子育て環境 |

- ※3 リノベーション完成後販売**
リノベーション工事を実施後に販売する方式
※ただし、R8年度からは工事完了前の契約も可。
- ※4 リノベーションプラン付き販売**
買主と契約後にリノベーション工事を実施する方式
※購入者のニーズを踏まえたリノベが可能。



3 令和8年度の拡充内容

3-2 拡充の概要と背景





3 令和8年度の拡充内容

3-3 こむすび住宅プラス基準の新設 拡充1

R7年3月に改定された国の「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」を参考に、乳幼児から小学生以降までの全期間」で特に重要度が高い項目を「こむすび住宅+」として必須基準に追加



国ガイドライン
(整備の重要性をA~Cでランク付け)

整備基準 (現在)	整備内容		国ガイドライン 優先度	
		件数		
必須項目	① 広さ	概ね100㎡以上	62	-
	② 防犯対策 (いずれか)	録画機能付インターホン	53	
		二重鍵	8	
		その他	6	
③ 耐震性	現行の耐震性確保	62		
④ シックハウス	24時間換気等	62		
選択項目※	① 事故防止	床段差解消	22	A
		火傷防止水栓	32	B
		安全装置付き調理器 他	26	B
	② 家事負担 軽減	電気食洗機	42	B
		浴室乾燥機 他	28	C
	③ 不審者対策	人感センサーライト	53	B
		ディンプルキー 他	10	C
	④ 家族との ふれあい	対面キッチン	40	A
		リビングに学習スペース	14	B
		リビング中心の動線 他	10	B
⑤ 子育て環境	収納	28	A	
	遮音性の高いサッシ	21	B	
	開閉容易な玄関ドア 他	16	B	

必須化

整備基準 (見直案)	整備内容
① 広さ	概ね100㎡以上
② 防犯対策 (いずれか)	録画機能付インターホン
	二重鍵
	その他
③ 耐震性	現行の耐震性確保
④ シックハウス	24時間換気等
⑤ こむすび+ (全て)	床段差解消
	対面キッチン
	収納 (床面積10%以上)

① 事故防止	火傷防止水栓
	安全装置付き調理器 等
② 家事負担 軽減	電気食洗器
	浴室乾燥機 等
③ 不審者対策	人感センサーライト
	スマートキー 等
④ 家族との ふれあい	リビングに学習スペース
	フリースペース 等
⑤ 子育て環境	遮音性サッシ
	開閉容易な玄関ドア 等

※ 各選択項目について、1つ以上の対策を実施



例: 対面キッチンによる見通しの確保



例: 段差解消

※ 各選択項目について、1つ以上の対策を実施



にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領

(にいがた安心こむすび住宅基準)

第3条 制度要綱第3条第9号の「にいがた安心こむすび住宅基準」については、下表の区分欄に掲げる基準ごとに要件欄の内容を全て満たすものとする。

区分	要件
<p>こむすび住宅スタンダード基準 (以下「こむすびSTD基準」という。)</p> <p>拡 補助上限額の引上げ 275万円(R7)→300万円(R8)</p>	<p>必須項目1) から4) に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1) から5) に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。 (各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</p> <p>現行基準からの要件変更なし</p>
<p>こむすび住宅プラス基準 (以下「こむすび+基準」という。)</p> <p>新 補助上限額350万円</p>	<p>必須項目1) から7) に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1) から5) に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。 (各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</p> <p>こむすびSTD基準に加え、子育てのしやすさに関する必須項目5)～7)の基準を必須化</p>



こむすび住宅プラス基準における「追加の必須基準5)から7)」について

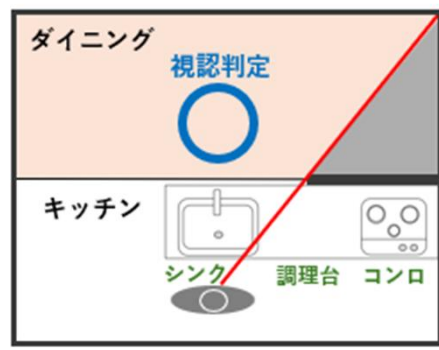
基準	要件
5) 床の段差解消	<p>居室、廊下、便所、脱衣室、玄関等の各室間の床の段差が解消されているものであること。</p> <p>ただし、勝手口その他屋外に面する開口の出入口、浴室の出入口、上がりかまち及び小上がり式の畳コーナーなど、計画上意図して設けるものにあつてはこの限りでない。</p>
6) 対面キッチンの採用	<p>設備については、以下①から④の全てを有するものとし、かつ、レイアウトについては、以下①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、リビング又はダイニングの過半を見渡すことができるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">① キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること。）② 調理台③ コンロ（IHクッキングヒーター含む）④ 調理室用の換気設備
7) 収納の確保	<p>成長に合わせて増えるこどもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、延べ床面積に対して10%以上の収納面積が確保されているものであること。</p>



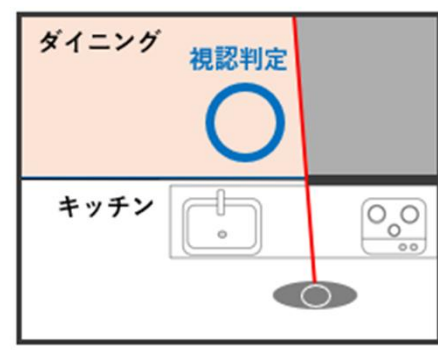
こむすび住宅プラス基準における「**対面キッチンの補助対象**」について

パターン1 I型キッチンでコンロの正面に壁がある場合

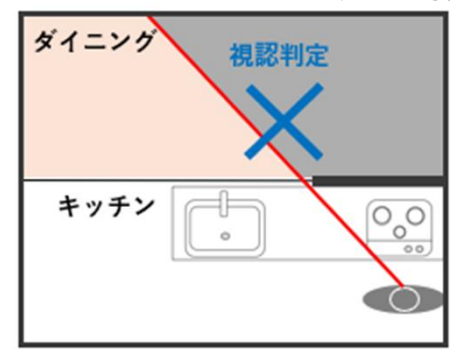
シンクからダイニングを見た場合



調理台からダイニングを見た場合



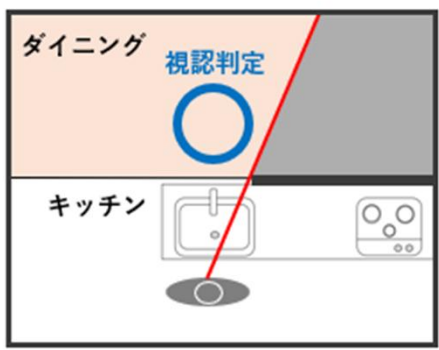
コンロからダイニングを見た場合



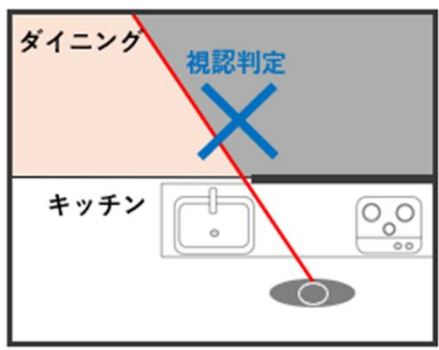
シンク・調理台・コンロの3箇所の内、2箇所から過半を視認できる ⇒ **○ 補助対象**

パターン2 I型キッチンで調理台とコンロの正面に壁がある場合

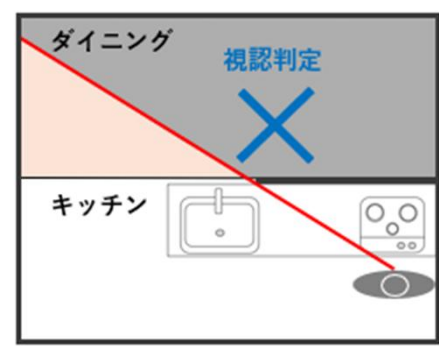
シンクからダイニングを見た場合



調理台からダイニングを見た場合



コンロからダイニングを見た場合



シンク・調理台・コンロの3箇所の内、1箇所から過半を視認できる ⇒ **× 補助対象外**



こむすび住宅プラス基準における「**選択項目の要件**」について

こむすび+基準にあつては、必須項目5) から7) ごとに要件欄に掲げる内容のうち重複する1)の⑤のアの「床の段差解消」、4)の③の「対面キッチンの採用」及び5)の⑥の「収納の確保」を除き、それぞれ1つ以上に適合すること。

基準	要件
1) こどもの事故防止 (次の基準①から⑧のうち1つ以上に適合)	(略) ⑤ 転倒による事故防止のため、次のいずれかの措置を講じている。 ア 床の段差解消 (こむすび+基準にあつては選択不可) イ クッション床を使用 ウ 足元灯などの設置 (略)
2) 家事負担の軽減 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
3) 不審者の侵入防止 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
4) 家族のふれあい (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略) ③ 家事をしながらこどもの顔が見える間取りへの配慮を行うこと。 (対面キッチンの採用、台所と居間の視線の確保など) (こむすび+基準にあつては選択不可) (略)
5) 子育て環境の確保 (次の基準①から⑦のうち1つ以上に適合)	(略) ⑥ こどもの成長にあわせた十分な 収納を確保 している。 (こむすび+基準にあつては選択不可) (略)

(注意事項)
必須項目と選択項目の重複は不可！



にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱

赤字：改正部分

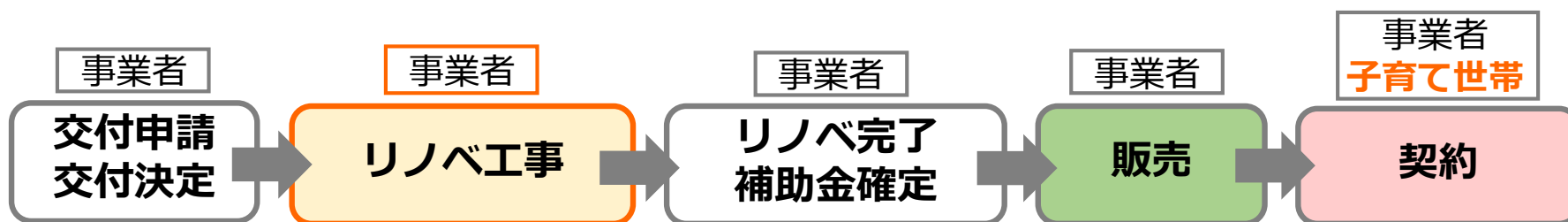
(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

(6) リノベーション完成後販売 従前からの制度による販売方法（新たに用語を定義）

にいがた安心こむすび住宅基準の要件を満たすリノベーション工事を実施後に対象住宅を販売する方式をいう。



拡 R8年度からは工事完了前の契約も可



にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱

赤字：改正部分

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

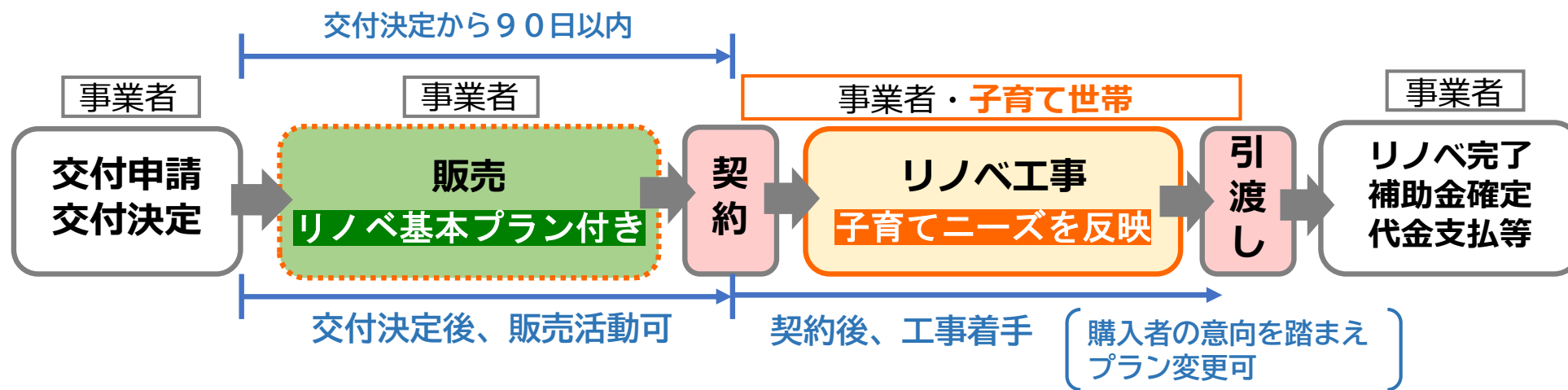
(略)

R8より追加した販売方法

: 購入者のニーズを踏まえたリノベが可能

新 (7) リノベーションプラン付き販売

子育て世帯又は若者夫婦世帯と対象住宅の売買契約を締結した後、買主と売主がプランの打合せを行い、にいがた安心こむすび住宅基準の要件を満たすリノベーション工事を実施する方式をいう。



※**軽微な変更**：販売方法及び適合させるにいがた安心こむすび住宅基準の区分に変更がなく、補助金の増額又は30%を超える減額を生じない範囲の変更

(軽微な変更※を除き、変更交付申請)



にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱

赤字：改正部分

(販売の要件)

第4条 この補助金の交付を受け販売する住宅は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) リノベーション完成後販売及びリノベーションプラン付き販売共通

ア 購入者は、事業者が取得する際の売主でないこと。

イ 改修工事に係る費用及び雪国型ZEH加算に係る補助相当額を差し引いた額を販売価格とすること。

ウ 販売広告には次の事項を掲載するとともに、購入者に対して分かりやすく説明し、了解を得ること。

a にいがた安心こむすび住宅推進事業の補助対象住宅であること

b にいがた安心こむすび住宅の各基準への適合のための配慮・工夫事項

c 改修工事に係る費用及び雪国型ZEH加算に係る補助相当額を差し引いた販売価格

d 販売対象者が子育て世帯及び若者夫婦世帯に限定されること

エ 購入者に対して、既存住宅状況調査の結果、維持保全計画及び既存住宅売買瑕疵保険について説明し、了解を得ること。



赤字：改正部分

前頁の続き
(略)

拡 R8年度からは、工事完了前の契約も可

(2) リノベーション完成後販売

ア 自己の居住用に購入する子育て世帯又は若者夫婦世帯に販売すること。

イ アの販売条件は、工事が完了する前であっても売買契約を締結できるものとする。

ウ アの販売条件は、事業完了実績報告の日から2年間の販売期間を経過した場合は、この限りでない。

(3) リノベーションプラン付き販売

自己の居住用に購入する子育て世帯又は若者夫婦世帯に販売すること。

ただし、補助金の交付決定を受けた日から起算して90日を経過した日までに子育て世帯又は若者夫婦世帯との売買契約が成立しないときは、次のいずれかの手続きを講じること。

ア リノベーション完成後販売への変更

イ 交付要綱に規定する補助事業の中止又は廃止

ウ その他、知事が認めた手続き等

補助事業であり、年度内完了が原則のため。



3 令和8年度の拡充内容

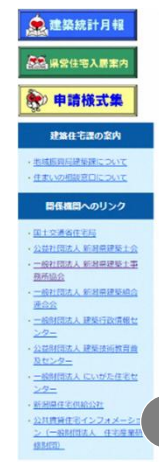
3-9 事業の推進に向けたこれまでのPR活動



協議会の設立



SNS



子育てに優しい! **転居するなら** **ニイガタだった件**

ごむすび系
いしがた

コラボプロモーション

ホームページ



今週の週刊県政ナビ

今週のテーマは「こむすび住宅にしませんか?」です🐻🏠

▼3月8日(日)午前11:40～
BSNで放送📺

テレビPR



住宅専門誌に掲載



のぼり



【PRの強化】

「こむすび住宅HP」等のコンテンツの充実

⇒これまでの取組みを継続しつつ、認知度向上のため、専用HPにおいて積極的な物件情報の発信やイメージUP動画などを出していくことを検討（下図下線部）

<PR活動における県と事業者の役割分担（イメージ）>

県が実施

事業者が実施

事業者が制度周知・販売活動するためのツールの提供

制度周知及び個別物件の広報・販売活動

認知度及び利用の拡大

- ・制度の背景、目的、概要がわかる県公式サイト作成し、事業者に提供（HP、事業イメージ動画）

- ・購入者向け情報（物件検索ページ）の充実
- ・雑誌、デジタル配信

提供

「こむすび住宅」の販売促進

- ・県の子育て支援情報のPR
- ・制度の存在を知らせ、利用を促す
- ・物件の魅力（広さ、防犯、子育てしやすい工夫など）を具体的にPR
- ・自社HP、内覧会、SNS、広告、チラシなどの販売活動

- ・事業者は、こむすび住宅の魅力を伝えるため、自社HPや内覧会、SNS、広告、チラシなどを用い、県の補助も活用しPRを実施

- ・県と事業者の役割分担のもと、今後も連携して、取組みを強化することで、相乗効果による認知度向上及び利用の拡大を図る